



第38期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2025年10月24日（金曜日）
午後 1 時30分

場 所 山梨県甲府市国母七丁目11番 4 号
当社本社 3 階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会資料の電子提供制度

会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の提供は、紙媒体から原則ウェブサイトに変更となりました。ただし、当社では、参考書類を電子提供制度の導入前と同様に紙媒体にて株主の皆様へ提供いたします。なお、株主総会資料の一式は、本招集ご通知でご案内のウェブサイトでご確認いただけます。

目 次

招集ご通知

株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金の配当の件

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4 名選任の件

第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株式会社クロスフォー

証券コード：7810

証券コード 7810
2025年10月9日
(電子提供措置の開始日2025年10月2日)

株主各位

山梨県甲府市国母七丁目11番4号
株 式 会 社 ク ロ ス フ ォ ー
代表取締役社長 土 橋 秀 位

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.crossfor.com/ir/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「クロスフォー」又は「コード」に当社証券コード「7810」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年10月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月24日（金曜日）午後1時30分（受付開始 午後1時00分）
2. 場 所 山梨県甲府市国母七丁目11番4号 当社本社3階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

以下の2つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年10月24日（金）
午後1時30分

当日ご出席いただけない場合



議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限

2025年10月23日（木）
午後6時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の剰余金の配当を次のとおり行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

当社は、長期的な視野に立ち、企業体質の強化を図りながら安定的配当を実施していくことを重要責務として認識し、配当性向20%を基本方針としております。また万一業績が悪化したとしても一定の金額水準を維持していきたいと考えております。

こうした基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業計画を勘案し、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきます。存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金0円35銭

配当総額 5,966,422円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年10月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	どほし ひでたか 土橋 秀位 (1954年8月22日)	1980年8月 土橋宝石貿易 創業 代表 1987年8月 株式会社シバド(現 当社)設立 当社代表 取締役社長 (現任) 1989年5月 株式会社メーカーひまわり 設立 代表取締役社長 2007年9月 Crossfor H.K. Ltd.設立 代表取締役 2013年12月 Crossfor(Thailand) Co.,Ltd.設立 代表 取締役 2014年1月 株式会社S.Hホールディングス代表取締役 (現任) 2016年2月 Crossfor H.K.Ltd.取締役 2016年6月 Crossfor(Thailand) Co.,Ltd.取締役 2016年7月 Crossfor(Thailand) Co.,Ltd.取締役退 任 2017年7月 Crossfor H.K. Ltd.取締役 退任	506,000 株
〈取締役候補者とした理由〉 当該候補者は、創業者として、これまで数多くの新規事業及び新製品の創出を通じて、確固たるビジョンのもと経営を指揮・監督し、事業の成長並びに企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。今後、さらなる企業価値の向上を目指すにあたり、経営の変革期における重要事項の適切な審議・意思決定、並びに経営執行の監督を担う役割が極めて重要であると認識しております。これらの観点から、引き続き同氏を取締役候補者とするのが適当であると判断いたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合には、本総会後の取締役会において、代表取締役会長に選定される予定です。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
2	ないとう あきひと 内藤 彰彦 (1971年6月17日)	1990年4月 株式会社中央物産 入社 1992年3月 株式会社シバド(現 当社) 入社 2004年10月 当社 営業部長 2008年10月 当社 取締役 営業本部長 2012年10月 当社 専務取締役 2017年7月 Crossfor H.K. Ltd.取締役(現任) 2017年7月 歌思福珠宝(深圳)有限公司 取締役(現任) 2017年12月 当社 取締役副社長 2019年6月 当社 取締役副社長 海外営業管掌 2020年4月 当社 取締役副社長 海外営業、商品管理部管掌 2021年11月 当社 取締役副社長 営業部、生産部、企画室管掌 2024年10月 Crossfor(Thailand) Co.,Ltd.取締役(現任) 2024年12月 CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITED取締役(現任) 2025年8月 当社 取締役副社長 国内営業部、海外営業部、企画開発部、生産部管掌(現任)	253,900 株
〈取締役候補者とした理由〉 当該候補者は、ジュエリー・アクセサリー業界における製造、マーケティング、販売の各業務に精通しており、業界特有の慣習にとらわれることなく、常に革新的な挑戦を続けてまいりました。その結果、事業の持続的な成長と企業価値の向上に大きく寄与しております。 今後は、当社が直面する重要な経営課題である「デジタルトランスフォーメーションの推進」「グローバル販売網の構築」「サプライチェーンの強靱化」において、的確な舵取りと戦略的な意思決定が求められます。 これらの観点から、引き続き同氏を取締役候補者として選任することが、当社の持続的成長に資すると判断いたしました。なお、同氏が取締役に応任された場合には、本総会後の取締役会において、代表取締役社長に選定される予定です。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
3	山口 毅 (1977年5月10日)	1997年4月 株式会社ツノタ 入社 2002年7月 株式会社クロスフォー(旧株式会社クロ スフォー、現 当社) 入社 2014年2月 当社 執行役員 管理部長 2016年2月 当社 取締役 管理本部長 2017年7月 Crossfor H.K. Ltd.取締役(現任) 2017年7月 歌思福珠宝(深圳)有限公司 取締役(現 任) 2019年6月 当社 取締役 商品管理部、IR推進室、法 務・知財室管掌 2020年4月 当社 取締役 管理部、IR推進室、知財室 管掌 2021年1月 当社 取締役 管理部管掌 2022年10月 当社 取締役 管理部、経営企画室管掌 2024年10月 Crossfor(Thailand) Co.,Ltd.取締役(現 任) 2024年12月 CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITED取締役(現任) 2025年8月 当社取締役 管理部管掌(現任)	175,000 株
<取締役候補者とした理由> 当該候補者は、当社のCFOとして経営戦略及び財務戦略の立案を担い、関係するステークホルダーとの円滑かつ建設的な関係構築を図りながら、是々非々の姿勢で戦略を遂行し、事業の成長と企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。今後、当社がグローバル展開を加速していくにあたり、財務基盤の強化、人材戦略の高度化、ガバナンス体制の整備は不可欠な課題であり、同氏がこれらの分野において引き続き中心的な役割を果たすことが期待されます。以上の観点から、同氏を取締役候補者として選任することが適当であると判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
4	井上 輝男 (1944年5月8日)	1967年4月 吉田工業株式会社(現 YKK株式会社) 入社 1980年4月 YKK オーストリア社 取締役社長 1987年4月 YKK ドイツ社 取締役社長 1993年7月 YKK ヨーロッパ社 取締役社長 1998年1月 YKK株式会社 ファスニング事業本部国際事業統括部長 2003年6月 YKK株式会社 取締役副社長 ファスニング事業本部長 2008年2月 株式会社ファーストリテイリング 専務執行役員 2008年2月 株式会社ユニクロ 専務執行役員 2011年11月 株式会社INO 取締役会長 (現任) 2016年2月 当社 社外取締役 (現任) 2021年3月 ユニファースト株式会社 社外取締役 (現任) 2024年9月 株式会社平山ホールディングス 社外監査役 (現任) 2025年9月 株式会社リバイブル 社外取締役 (現任)	—
(注)1. 井上輝男氏は社外取締役候補者であります。 2. 井上輝男氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。 3. 井上輝男氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9年8ヶ月となります。 4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 5. 当社は、井上輝男氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者に対して株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。			

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
1	よねみつ のぶひと 米光 信彦 (1956年5月5日)	1980年4月 日本ビクター株式会社(現 株式会社JVC ケンウッド) 入社 2008年10月 日本ビクター株式会社 取締役 経営企 画・事業企画・広報担当 兼 経営企画 部長 2009年6月 日本ビクター株式会社 取締役 兼 ソフ トエンタテインメント事業部長 兼 ビ クターエンタテインメント株式会社 取 締役副社長 2010年6月 株式会社ビクターエンタテインメント 取締役副社長 2016年7月 株式会社日本レコードセンター 常勤顧 問 2017年11月 当社 顧問 2018年10月 当社 社外取締役 2019年6月 当社 取締役 経営企画室、管理部管掌 2020年4月 当社 取締役 経営企画室、国内営業管 掌 2021年11月 当社 取締役 経営企画室管掌 2022年10月 当社 常勤監査役 2023年10月 当社 常勤取締役(監査等委員)(現任)	38,400 株
〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉 当該候補者は、経営全般に対する幅広い見識を有しており、これまで当社取締役として、構造改革 やコスト改革などの重要施策を積極的に推進してまいりました。 また、監査役としても、ガバナン ス体制の強化に向けて優れた手腕を発揮し、企業の健全な運営に大きく貢献してきた実績がありま す。 これらの経験と知見を踏まえ、今後も監査等委員である取締役として、経営の監督機能をより 一層強化していただくことが期待されることから、同氏を取締役候補者として選任することが適当 であると判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
2	むらた しんいち 村田 真一 (1968年3月7日)	1995年4月 弁護士登録 兼子・岩松法律事務所 入所 (現任) 2012年6月 株式会社プラザクリエイト(現 株式会社 プラザホールディングス) 社外監査役 2014年2月 当社 監査役 2015年3月 株式会社JMC 社外監査役 (現任) 2015年6月 シュッピン株式会社 社外取締役 (現任) 2018年6月 株式会社プラザホールディングス 社外 取締役(監査等委員) (現任) 2020年6月 株式会社坪田ラボ 社外監査役 (現任) 2023年10月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)	—
〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉 当該候補者は、企業法務の専門家（弁護士）として豊富な経験と高度な知識を有しており、これまで社外監査役として、監査等委員である社外取締役として、法的観点からの助言を含め職務を的確に遂行してまいりました。今後も、これまでの経歴を通じて培われた専門的知見と実務経験を活かし、経営の重要事項に対する意思決定や取締役会における監査・監督機能の強化に貢献いただけるものと期待しております。これらの観点から、同氏を監査等委員である社外取締役候補者として選任することが適当であると判断いたしました。			
3	おおの たかし 大野 崇 (1975年3月2日)	1999年4月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査 法人) 入社 2008年2月 朝日長野税理士法人(現 あがたグロー バル税理士法人) 入社 2014年2月 当社 監査役 2016年1月 アヴァンセコンサルティング株式会社 設立 代表取締役 (現任) 2017年5月 株式会社いつみ家 社外監査役 2018年7月 株式会社じゃんぱら 社外監査役 2020年7月 マネーツリー株式会社 社外監査役 2022年2月 オリヅルセラピューティクス株式会社 社外監査役 (現任) 2023年10月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)	—
〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉 当該候補者は、企業会計専門家（公認会計士・税理士）として豊富な経験・知識等を活用し、これまで社外監査役として、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行してまいりました。今後も、これまでの経歴を通じて培われた専門的知見と実務経験を活かし、経営の重要事項に対する意思決定や取締役会における監査・監督機能の強化に貢献いただけるものと期待しております。これらの観点から、同氏を監査等委員である社外取締役候補者として選任することが適当であると判断いたしました。			

- (注)1. 村田真一、大野崇の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、村田真一氏、大野崇氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 村田真一氏、大野崇氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、村田真一氏、大野崇氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任がそれぞれ承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者に対して株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度（2024年8月1日～2025年7月31日）の連結業績は、以下のとおりであります。

1. 売上高 3,757,259千円（前年同期比10.1%増）

当連結会計年度の売上高増加は、前期より継続して取組んできた「ライブ販売向け商品提案」が顧客において成果を上げ、受注に結びついたことが主因です。加えて、国内の大手小売店及び問屋に対して、地金相場の高騰に対応した企画提案が奏功し、国内受注は堅調に推移しました。一方、海外市場では、米国によるいわゆる「トランプ関税」の発表を受け、インドやタイの大手得意先が注文を控える動きに転じたことで、大きな影響を受けました。ただし、日本から米国への輸出が伸長したこともあり、海外売上は前年同期比6.5%減にとどまりました。

2. 売上総利益 1,186,727千円（前年同期比4.1%増）

この結果は主に国内売上高が伸長したこと、利益率の高い海外売上高が微減となったこと、そうした状況下適正な売上総利益率の確保に努めたこと、地金の再精錬処理において時価評価差益が発生したことによるものであります。

3. 販売費及び一般管理費 1,131,275千円（前年同期比2.2%減）

この減少は、国内外展示会への出展を増やしたこと、前連結会計年度の11月から基幹システムが稼働し減価償却費が計上されたこと、社員の生活の安定を図るため基本給のベースアップを実施したこと等による増額を、支払手数料の削減等の経費適正化により補ったことによるものであります。

4. 営業利益 55,452千円（前年同期は営業損失16,477千円）

5. 営業外収益 14,621千円（前年同期比65.3%減）

これは主に前年同期に比べて円高が進んだ結果、為替差益が28,795千円減少したこと等によるものであります。

6. 営業外費用 46,182千円（前年同期比44.0%増）

これは主に為替差損が5,133千円、支払利息が8,521千円増加したことによるものであります。

7. 経常利益 23,891千円（前年同期は経常損失6,432千円）

8. 親会社株主に帰属する当期純利益 22,093千円（前年同期比22.2%減）

これは前連結会計年度に新株予約権戻入益35,575千円計上していたことによるものであります。

当連結会計年度においては、全ての段階利益で黒字化を達成し、収益構造の改善が着実に進展いたしました。

しかしながら、当社グループは、今後も市場環境の変動に左右されない強固な経営基盤の構築を目指し、グローバル市場において唯一無二のジュエリー・アクセサリーブランドとしての地位をさらに確立すべく、以下の戦略的施策を継続して推進してまいります。

- 1) 世界中のブランドと共生できるオリジナル製品の開発
- 2) グローバル拡販の加速・北米市場の深耕
- 3) デジタルトランスフォーメーションの推進
- 4) 事業の拡大とサステナビリティへの取組み

② 設備投資の状況

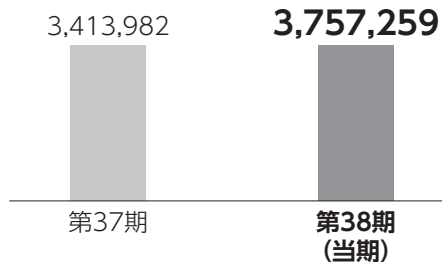
当連結会計年度の設備投資額は、24,415千円であり、その内訳は、有形固定資産の取得9,593千円、無形固定資産の取得14,821千円であります。

主な設備投資の内容としましては、基幹業務システムの機能追加であります。

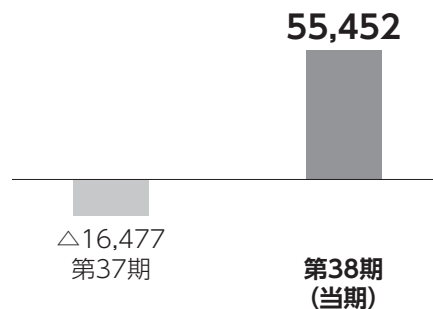
③ 資金調達の状況

当社は、設備資金及び運転資金等に充当するため、当連結会計年度に取引銀行3行から総額221,850千円の長期借入金及び取引銀行2行から総額200,000千円の短期借入金を調達いたしました。

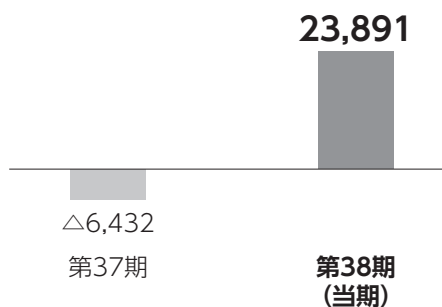
売上高 (千円)



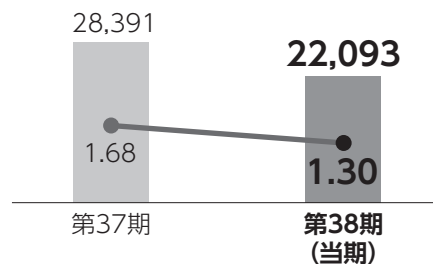
営業利益 (千円)



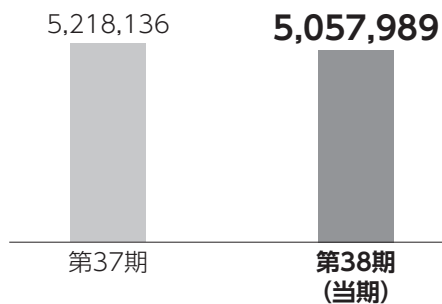
経常利益 (千円)



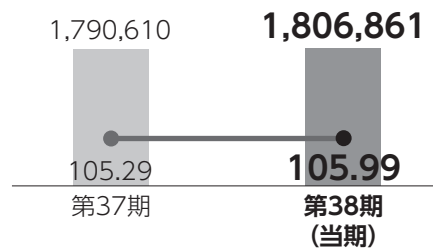
親会社株主に帰属する当期純利益(千円) / 1株当たり当期純利益 (円)



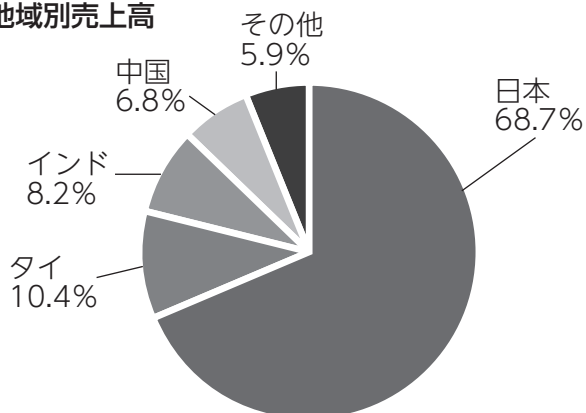
総資産 (千円)



純資産(千円) / 1株当たり純資産(円)



■ 地域別売上高



第38期 (2025年7月期)

(単位：千円)

■ 日 本	2,580,314
■ タ イ	392,822
■ イ ン ド	308,228
■ 中 国	255,040
■ その他	220,853
合 計	3,757,259

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第35期 (2022年7月期)	第36期 (2023年7月期)	第37期 (2024年7月期)	第38期 (当連結会計年度) (2025年7月期)
売 上 高	3,098,252	3,006,121	3,413,982	3,757,259
営業利益又は営業損失 (△)	44,344	△203,777	△16,477	55,452
経常利益又は経常損失 (△)	103,641	△224,159	△6,432	23,891
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	221,512	△272,400	28,391	22,093
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	13.14	△16.09	1.68	1.30
総 資 産	5,185,412	5,259,654	5,218,136	5,057,989
純 資 産	2,129,274	1,807,684	1,790,610	1,806,861
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	123.98	104.57	105.29	105.99

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第35期 (2022年7月期)	第36期 (2023年7月期)	第37期 (2024年7月期)	第38期 (当事業年度) (2025年7月期)
売 上 高	3,073,804	2,966,496	3,366,180	3,714,475
営業利益又は営業損失 (△)	15,960	△171,592	△24,590	67,737
経常利益又は経常損失 (△)	82,497	△206,556	△17,079	42,902
当期純利益又は当期純損失 (△)	203,443	△263,023	18,181	37,266
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	12.07	△15.54	1.07	2.19
総 資 産	5,155,985	5,231,571	5,175,043	5,043,147
純 資 産	2,092,408	1,782,326	1,755,457	1,789,022
1株当たり純資産 (円)	121.80	103.07	103.22	104.95

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
Crossfor H.K.Ltd.	300千HKD	100.0	海外向けパーツ販売の顧客開拓
歌思福珠宝(深圳)有限公司	6,979千元	100.0	市場及び模造品調査、 中国向けパーツ販売の顧客開拓
株式会社D.Tech	1,000万円	100.0	合成ダイヤモンドの販売
Crossfor(Thailand) Co.,Ltd.	2,000千THB	49.0	タイ向け製品販売の顧客開拓、市 場調査、製品プロモーション
CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITED	35,000千INR	99.9	インドにおける外注先の管理、提 携先への販売

(4) 対処すべき課題

当社は「世界中の人々の喜びのためにクリエイティブな美しさを宿したジュエリーを創造し、提供し続けます」という理念に基づき事業を展開しております。

今後においても、オリジナル製品の開発を通じてお客様のニーズや新たな市場を創造し、世界中のブランドと共生することにより、世界で唯一無二のジュエリー・アクセサリーメーカーであり続けたいと考えております。そのために対処すべき課題は以下のとおりです。

(特に優先度の高い対処すべき課題)

① 技術開発

ジュエリー・アクセサリー等の宝飾品の製造は、機械化が難しく職人の手作業により製造されています。製造工程の機械化ができれば、使用する貴金属の削減や大量生産による市場への安価な製品供給等も可能となります。このため、サプライチェーンの強靱化は当社の海外事業推進上、重要な戦略課題と考えております。加えて、「Dancing Stone」、「スターシリーズ」、「Single Dancing Stone」に次ぐ特許技術等を開発し、安定した収益を継続的に確保していくために、開発体制の整備を図ることを重要な課題と認識しております。

② 新規事業の創出

企業収益を確保し、成長し続けるためには、既存事業の伸長はもとより従来とは異なる成長分野において、新たな事業を創出していくことを重要な課題と認識しております。そのためには社内リソースの活用だけではなく、外部リソースを活用することが重要と考えており、事業提携等のあらゆる可能性を追求してまいります。

③ 経営基盤の強化

中長期的成長に不可欠な経営基盤の強化という観点から、財務基盤の強化及び計画的な設備投資を継続して行います。また、常に変化する経営環境にいち早く対応するために、生産性の向上や費用対効果が悪い施策の見直し、徹底的なコスト削減の実施等を行い、コスト水準をもう一段階抑制し、業績改善に向けた経営基盤の強化に努めてまいります。

(その他の優先的に対処すべき課題)

① 生産性向上のためのシステム活用

当社グループは、一人当たり生産性の向上を通じ、全社的なコスト低減に取り組んでいます。今後も、AI人材の育成・教育を進めることでシステム処理能力を向上させるとともに、BtoBサイト及びDtoCサイトを活用し、WEB販売比率の拡大を図ります。このようなデジ

タルトランスフォーメーション(DX)を推進して、利益率のさらなる改善を目指します。

② 人材の確保及び教育の強化

今後の業容拡大に向け、当社グループの成長に貢献できる優秀な人材の育成・獲得が重要と考えており、特に海外事業を充実させることを目的に実務的なスキル強化・人材育成に取り組んでまいります。また、これまでの価値観に捉われず、変化に柔軟に対応できる人材が必要であると考えており、社内外の研修やOJTを通じて一人ひとりの従業員が業務の見直しや改善提案ができるよう育成してまいります。

③ 財務体質の強化

当社グループは経営の健全性を保つために、キャッシュ・フローを重視し、持続可能な経営に努めております。事業強化や拡大を図る上で必要な資金については、手元資金に加え資金調達を行い、成長を支える財務基盤を構築していきます。また、金利上昇や為替変動、特に海外市場のリスクが財務体質に与える影響を十分に注視し、適切な対応を進めてまいります。

④ 優秀なエージェントの獲得による国際展開・海外事業の拡大

インドを中心とした東南アジア等の各国の経済成長は著しく、それに伴い宝飾品市場も今後より一層拡大すると見込んでおり、当社グループの成長を加速するうえで海外における事業拡大は必須であると認識しております。そのため、今後も継続して既存市場の深耕や新規市場の開拓を推進するため、新たな海外販売代理店及び優秀なエージェントの獲得等によって戦略的なグローバル展開を強化してまいります。

⑤ 自社ブランドの知名度向上

当社グループは、「Dancing Stone」に関連する特許の期間満了後も競争優位性を確保するために顧客に提供する商品、サービスにおいて信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。そのため、商品の品質向上に努めるとともに、新規開発した「スターシリーズ」、「Single Dancing Stone」等の拡販に努め、顧客に当社ブランドの知名度を向上させるための施策を積極的に実施してまいります。

⑥ 模造品対策

正規取引の機会提供により、模造品製造業者をライセンス契約先に転換する施策を実施しております。現地弁護士事務所と連携し模造品排除の活動を継続的に実行するとともに、レッドポイントの活用や販売政策を通じて模造品を駆逐する取り組みを進めてまいります。

⑦ 規制変更や法的リスク対応

海外事業の拡大に伴い、各国の法規制や税制変更に適応できないリスクが生じます。特にインドや東南アジア、中東市場の急成長に関連する規制リスクを注視し、適切な対応を進めてまいります。

⑧ 自然災害への対応

人類が感染症との共存を進めていく中で、また震災や水災等の自然災害に対しても、当社グループは社員及び関係するステークホルダーの健康や安全を最優先に考えて事態に対応します。また、事業継続計画（BCP）等に基づき、非常事態の事業への影響を最小限に止めるよう体制の整備に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年7月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社クロスフォー）及び連結子会社5社（Crossfor H.K.Ltd.・歌思福珠宝（深圳）有限公司・株式会社D.Tech・Crossfor (Thailand) Co.,Ltd.・CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITED）の計6社で構成されており、「ジュエリー事業」の単一セグメントで事業展開を行っております。

当社グループでは、当社特許技術である「Dancing Stone」を主軸とし、どこにも真似できない当社独自の技術を武器に、特許技術を含む知的財産を軸に用いて、各グループ会社において、その独自の技術・製品力を活用した国内向けジュエリー・アクセサリー製品の製造販売、海外向けパーツの製造販売を主とした事業を行っております。

「Dancing Stone」とは

従来の技術であるレーザーホールダイヤモンドは、ダイヤモンドそのものに穴をあけて、パーツをセッティングし、ダイヤモンドを揺らす仕組みですが、「Dancing Stone」は、当社の特許技術によりダイヤモンドに穴をあけることなく、ダイヤモンドを揺らすことができます。「Dancing Stone」を用いた製品は、着用した人のわずかな動きを細かな振動エネルギーに変え、宝石を揺らせることで光を反射・拡散させ、宝石を輝かせることができます。

(6) 主要な営業所・事業所（2025年7月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	山梨県甲府市
東京支店	東京都台東区

② 子会社

名 称	所 在 地
Crossfor H.K.Ltd.	中華人民共和国香港特別行政区
歌思福珠宝(深圳)有限公司	中華人民共和国深圳市
株式会社D.Tech	東京都台東区
Crossfor(Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国バンコク市
CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ムンバイ市

(7) 使用人の状況（2025年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
69名（10名）	5名減（3名減）

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、嘱託、人材会社からの派遣職員）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名（10名）	5名減（3名減）	42.9歳	9.3年

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、嘱託、人材会社からの派遣職員）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年7月31日現在)

(単位：千円)

借 入 先	借入残高
(株)日本政策金融公庫	962,718
山梨県民信用組合	445,825
(株)りそな銀行	347,624
(株)商工組合中央金庫	310,760
(株)みずほ銀行	310,120
(株)三菱UFJ銀行	256,669
(株)山梨中央銀行	155,000
(株)八十二銀行	103,036

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	850,000千円
借入実行残高	749,624 //
差引額	100,375千円

2. 株式の状況（2025年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,688,000 株
(2) 発行済株式の総数 17,845,000 株(自己株式798,081株を含む)
(3) 株主数 15,536 名
(4) 大株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社 S. Hホールディングス	7,490,500	43.94
土 橋 秀 位	506,000	2.97
内 藤 彰 彦	253,900	1.49
土 橋 祥 子	186,000	1.09
山 口 毅	175,000	1.03
奥 野 辰 也	154,000	0.90
土 橋 元 気	128,000	0.75
土 橋 翼	128,000	0.75
笠 松 紀 之	100,500	0.59
クロスフォー従業員持株会	97,100	0.57

(注) 当社の自己株式798,081株は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 橋 秀 位	
取締役副社長	内 藤 彰 彦	営業部、生産部、企画室管掌 Crossfor H.K.Ltd. 取締役 歌思福珠宝(深圳)有限公司 取締役 Crossfor(Thailand)Co.,Ltd.取締役 CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITED取締役
取締役	山 口 毅	管理部、経営企画室管掌 Crossfor H.K.Ltd. 取締役 歌思福珠宝(深圳)有限公司 取締役 Crossfor(Thailand)Co.,Ltd.取締役 CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITED取締役
取締役	井 上 輝 男	株式会社INO 取締役会長 ユニファースト株式会社 社外取締役 株式会社平山ホールディングス 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	米 光 信 彦	
取締役 (監査等委員)	村 田 真 一	兼子・岩松法律事務所 弁護士 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザホールディングス 社外取締役（監査等委員） 株式会社坪田ラボ 社外監査役
取締役 (監査等委員)	大 野 崇	アヴァンセコンサルティング株式会社 代表取締役 公認会計士・税理士 オリヅルセラピューティクス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 井上輝男氏、村田真一氏、大野崇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外監査等委員村田真一氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外監査等委員大野崇氏は、公認会計士・税理士資格の保有者として財務及び会計、税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役井上輝男氏、村田真一氏、大野崇氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査の実効性を高めるため、米光信彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員となっております。当該保険契約は、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意又は重過失に

起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。保険料は全額会社が負担しております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で以下の方針に基づき決定いたします。

監査等委員でない取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の監査等委員でない取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、「役員報酬」、「役員賞与」、「株式報酬(譲渡制限付株式報酬)」で構成され、「役員報酬」は、各監査等委員でない取締役の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、「役員賞与」は、業績に応じて株主総会の決議を経て決定し支給する報酬であり、「株式報酬」は、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有すること等を目的として、職位に応じた譲渡制限付株式報酬を付与しております。また、これらの支給割合は、業績や管掌職務の職責、職務の執行状況等を総合的に勘案して設定されております。

監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬で構成され、その額については各監査等委員である取締役の常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案し、監査等委員の協議にて決定しております。

なお、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役の答申内容を十分に尊重しており、決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない当社取締役の金銭報酬の額は、2023年10月27日開催の第36期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名(うち、社外取締役は1名)です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年10月27日開催の第36期定時株主総会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年10月27日開催の第36期定時株主総会において、年額70,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

③ 役員の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長土橋秀位に上記方針に基づいて各監査等委員でない取締役の報酬額の決定を委任し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長土橋秀位は、業績や管掌職務の職責、職務の執行状況等を総合的に勘案し決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各監査等委員でない取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。上記方針に基づき決定した報酬額を、毎月金銭で支給いたしております。

④ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		役員報酬	役員賞与	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	75,424 (4,995)	75,424 (4,995)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	17,760 (6,660)	17,760 (6,660)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	93,184 (11,655)	93,184 (11,655)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	7 (3)

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図ることを目的として、また、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、株主総会で決定した譲渡制限付株式報酬の限度内（年額30,000千円以内）において、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して個別に個数を割り当て、交付しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役井上輝男氏、社外取締役村田真一氏、社外取締役大野崇氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

これは、社外取締役が職務の遂行にあたり、期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役井上輝男氏並びに、社外取締役（監査等委員）村田真一氏及び大野崇氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	井 上 輝 男	当事業年度に開催された取締役会には17回のうち17回に出席しております。長年企業経営に携わり、海外事業経営の豊富な知識、識見から、適宜助言、提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	村 田 真 一	当事業年度に開催された取締役会には17回のうち16回に出席し、監査等委員会には13回のうち13回に出席しております。 弁護士として企業法務に精通しており、他社における社外監査役を兼任していることから監査等委員としての経験も十分であり、社外役員としての経験や弁護士の専門的な見地から、適宜助言、提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大 野 崇	当事業年度に開催された取締役会には17回のうち17回に出席し、監査等委員会には13回のうち13回に出席しております。 公認会計士・税理士として監査法人及び税理士法人で豊富な経験と幅広い見識を蓄積しており、他社における社外監査役を兼任していることから監査等委員としての経験も十分であり、会計税務面における監査の観点から、適宜助言、提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,500
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社であるCrossfor H.K. Ltd.、思福珠宝(深圳)有限公司、Crossfor(Thailand) Co.,Ltd. 及びCROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 取締役は、法令、定款及びその他の社内規程等の遵守体制を構築し、体制の維持向上に努める。
- b) 取締役及び使用人が、法令等を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するために、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、取締役と全使用人が一体となってその徹底を図る。
- c) 当社は、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報等を正当な理由なく開示することを禁止し、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- d) 内部監査担当は、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性などについて監査等委員である取締役とも連携しつつ内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的に助言、勧告を行う。
- e) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- f) グループにおける重要な法的な課題、会計的課題事項及びコンプライアンスに係る事項については、専門家に相談し、必要な検討を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」の他、法令・定款に従い、紙又は電磁的媒体に記録し、保管する。また、取締役は必要に応じこれらの情報を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) 重大な損失のリスクを認識し対応するための「リスク管理規程」を適切に運用するとともに、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努める。
- b) 経営に対する影響の大きい事業運営上のリスク管理については、代表取締役社長を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」にて定期的な確認を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規程」に従い、定時取締役会並びに臨時取締役会において、経営の基本方針、その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督するものとする。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨を「関係会社管理規程」に定め、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について承認を行う。
 - b) 子会社を当社の一部署と位置づけ、指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、子会社管理については各関連部署と経営企画室が連携して行う。
 - c) 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査等委員である取締役の職務を補助する者を当社の使用人から任命し、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員である取締役の補助業務を優先して従事するものとする。
 - b) 監査等委員である取締役の職務を補助する者が置かれる場合、その指揮命令系統、地位及び処遇等については、取締役からの独立性を担保するために監査等委員である取締役と事前協議を行うこととする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制
- a) 取締役及び使用人は、監査等委員である取締役に對し、取締役会等の会議を通じ、職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査担当の監査結果を報告する。
 - b) 監査等委員である取締役は、稟議書等の業務執行上の重要な書類を閲覧することができる。
 - c) 法令、定款等に違反する重大な事実、不正行為又は当社グループに著しい損失を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、監査等委員である取締役に報告しなければならない。

- ⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換のほか、意思疎通を図る。
 - b) 取締役は、監査等委員である取締役が会計監査人、内部監査部門と連携して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は監査等委員でない取締役 4 名（社外取締役 1 名を含む。）並びに監査等委員である取締役 3 名（社外取締役 2 名を含む。）で構成され、定時取締役会及び臨時取締役会において取締役の職務の執行を監督しました。

② 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性の確保に対する取組み

子会社については定期的にその業務運営状況の報告を求め、重要事項を取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社の実効性のある管理の実現に努めました。

③ コンプライアンスに対する取組みの状況

リスクコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス関連情報の報告・分析、内部通報窓口の運用状況を検討し、必要に応じ研修等を実施しました。

④ 監査等委員会監査

監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査等委員である取締役間の情報共有などにより会社の状況を把握し、取締役会等に出席して適宜意見を述べ、意思決定の適正性の確保に努めました。

⑤ 内部監査

内部監査担当は、内部監査計画に基づき法令・社内規程等の遵守状況について社内各部門を対象とする社内監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役や監査等委員会等に報告しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流 動 資 産	3,587,347	流 動 負 債	1,748,153
現 金 及 び 預 金	629,593	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	149,840
受 取 手 形	58,007	短 期 借 入 金	849,624
売 掛 金	665,396	1 年 以 内 償 還 予 定 の 社 債	54,000
商 品 及 び 製 品	957,550	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	581,553
仕 掛 品	378,243	未 払 法 人 税 等	9,707
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	785,218	そ の 他	103,427
未 収 還 付 法 人 税 等	142	固 定 負 債	1,502,973
そ の 他	113,771	社 債	41,000
貸 倒 引 当 金	△575	長 期 借 入 金	1,460,574
固 定 資 産	1,468,242	繰 延 税 金 負 債	93
有 形 固 定 資 産	1,208,836	そ の 他	1,306
建 物 及 び 構 築 物	813,313	負 債 合 計	3,251,127
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	46,044	【純 資 産 の 部】	
土 地	331,094	株 主 資 本	1,811,131
そ の 他	18,383	資 本 金	713,258
無 形 固 定 資 産	163,451	資 本 剰 余 金	806,925
投 資 そ の 他 の 資 産	95,954	利 益 剰 余 金	311,326
投 資 有 価 証 券	534	自 己 株 式	△20,378
長 期 貸 付 金	4,322	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△4,329
繰 延 税 金 資 産	131	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	204
そ の 他	91,433	為 替 換 算 調 整 勘 定	△4,533
貸 倒 引 当 金	△466	非 支 配 株 主 持 分	58
繰 延 資 産	2,399	純 資 産 合 計	1,806,861
社 債 発 行 費	2,399	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,057,989
資 産 合 計	5,057,989		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2024年8月1日 至2025年7月31日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
高価	上	原	利	益		3,757,259
売	上	原	利	益		2,570,532
売	上	原	利	益		1,186,727
販	費	及	び	一	般	1,131,275
営	業	外	収	益		55,452
受	取	利	息		1,387	
受	取	配	当	金	20	
受	取	賃	貸	料	6,207	
補	助	金	収	入	2,866	
作	業	く	ず	売	2,476	
そ	の	の	却	益	1,664	14,621
営	業	外	費	用		
支	払	利	息		37,580	
為	替	差	損		5,133	
貸	倒	引	当	金	△0	
そ	の	の	繰	入	3,468	46,182
経	常	利	益			23,891
特	別	利	益			
固	定	資	産	売	却	790
受	取	保	険	金	3,251	4,042
特	別	損	失			
盗	難	損	失		2,946	
固	定	資	産	除	売	却
損					4,118	7,065
税	金	等	調	整	前	当
法	人	税	、	住	民	税
法	人	税	等	調	整	額
当	期	純	利	益		20,868
非	支	配	株	主	に	帰
属	す	る	当	期	純	損
失	(△)					△4,631
親	会	社	株	主	に	帰
属	す	る	当	期	純	利
益						22,093

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2024年8月1日 至2025年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	712,158	805,825	295,184	△20,378	1,792,790
当期変動額					
新株の発行	1,100	1,100			2,200
剰余金の配当			△5,952		△5,952
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,093		22,093
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,100	1,100	16,141	－	18,341
当期末残高	713,258	806,925	311,326	△20,378	1,811,131

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	152	△2,332	△2,179	－	1,790,610
当期変動額					
新株の発行					2,200
剰余金の配当					△5,952
親会社株主に帰属する 当期純利益					22,093
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	51	△2,200	△2,149	58	△2,090
当期変動額合計	51	△2,200	△2,149	58	16,251
当期末残高	204	△4,533	△4,329	58	1,806,861

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

Crossfor H.K.Ltd.

歌思福珠宝(深圳)有限公司

株式会社D.Tech

Crossfor(Thailand)Co.,Ltd.

CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITED

連結の範囲の重要な変更

当連結会計年度より、新たに設立したCrossfor(Thailand)Co.,Ltd.及びCROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITEDを連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、歌思福珠宝(深圳)有限公司の決算日は12月31日であります。また、CROSSFOR INDIA PRIVATE LIMITEDは3月31日決算であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a) 商品及び製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

b) 貯蔵品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法を、また在外子会社は定額法を採用しております(ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～10年
工具、器具及び備品	2～18年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業でありますジュエリー事業は、主に国内向けジュエリー・アクセサリー製品の製品販売、海外向けパーツの製造販売を行っております。国内販売に係る収益は、製品を引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。海外販売に係る収益は、インコタームズで定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、当社が付与したポイントのうち、顧客が使用していないポイントを履行義務が充足されていない収益として契約負債を計上し、顧客が使用した時点において履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等の金額を控除した金額で算出しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

4. 会計方針の変更に係る事項

該当事項はありません。

Ⅱ 表示方法の変更に関する注記
該当事項はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,208,836千円
無形固定資産	163,451 //
投資その他の資産	726 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については管理会計上の区分を基準にグルーピングし、遊休資産及び処分予定資産等については個別資産ごとにグルーピングしております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、使用価値又は不動産鑑定士による鑑定評価額等を用いて見積った正味売却価額のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画においては、宝飾品市場の需要動向、既存市場の深耕や新規市場の開拓等について一定の仮定に基づき収益及び費用を予測しており、不確実性を伴っております。そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	957,550千円
仕掛品	378,243 //
原材料及び貯蔵品	785,218 //
合 計	2,121,012千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、宝石、貴金属及びこれらを使用したジュエリー・アクセサリー製品で構成されており、長期間保有することができますが、これらに対する収益性は、国内及び海外の個人消費動向や貴金属相場の変動など外部環境の影響を受けるため、一定の回転率を下回る棚卸資産については、収益性が低下している滞留在庫として、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

この評価にあたっては、保有する棚卸資産の品目が多岐にわたることから、複雑性を伴っております。また、滞留在庫と判断する回転率の仮定や、貴金属相場等に基づく処分見込価額の算定には、評価時点における国内及び海外の個人消費動向や貴金属相場に基づき見積っているため、不確実性を伴っております。そのため、実際の消費動向や貴金属相場が大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 繰延税金資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	131千円
繰延税金負債	93 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果があると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画においては、宝飾品市場の需要動向、既存市場の深耕や新規市場の開拓等について一定の仮定に基づき収益及び費用を予測しており、不確実性を伴っております。そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の解消時期や課税所得が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 追加情報

該当事項はありません。

V 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 838,003千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	812,753千円
土地	331,094 //
合 計	<u>1,143,847千円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	749,624千円
1年内返済予定の長期借入金	401,021 //
長期借入金	1,172,310 //
合 計	<u>2,322,956千円</u>

3. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	850,000千円
借入実行残高	749,624 //
差引額	<u>100,375千円</u>

4. 財務制限条項

該当事項はありません。

Ⅵ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	17,805,000	40,000	－	17,845,000

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払いに関する事項

2024年10月29日開催の第37期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 5,952千円

1株当たりの配当金額 0円35銭

配当の原資 利益剰余金

基準日 2024年7月31日

効力発生日 2024年10月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年10月24日開催の第38期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 5,966千円

1株当たりの配当金額 0円35銭

配当の原資 利益剰余金

基準日 2025年7月31日

効力発生日 2025年10月27日

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を基本とし、資金調達については金融機関からの借入及び私募債の発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としており、償還日は最長で決算日後6年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、管理部において主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日における営業債権のうち、45.8%は大口顧客10社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	534	534	－
(2) 長期貸付金(※ 2)	4,322	4,322	－
資産計	4,856	4,856	－
(1) 社債(※ 3)	95,000	93,804	△1,195
(2) 長期借入金(※ 4)	2,042,127	2,005,892	△36,235
負債計	2,137,127	2,099,696	△37,431

(※ 1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が簿価価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 長期貸付金には、一年内返済予定の長期貸付金を含んでおります。

(※ 3) 社債には、一年内償還予定の社債を含んでおります。

(※ 4) 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び、重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 株式	534	－	－	534
資産計	534	－	－	534

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期貸付金	－	4,322	－	4,322
資産計	－	4,322	－	4,322
社債	－	93,804	－	93,804
長期借入金	－	2,005,892	－	2,005,892
負債計	－	2,099,696	－	2,099,696

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプット説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

これらの時価については、元利の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価については、元利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

VII 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社グループは、ジュエリーを主な事業とする単一セグメントであるため、売上高を製品の地域別に記載しております。

(単位：千円)

	国内向け製品販売	海外向けパーツ、 製品販売	合 計
一時点で移転される財及びサービス	2,580,314	1,176,944	3,757,259
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	－	－	－
合 計	2,580,314	1,176,944	3,757,259

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、製品における対価は履行義務を充足した時点から主として3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度(期首)	当連結会計年度(期末)
契約負債(流動負債その他)	421	379
前 受 金(流動負債その他)	9,153	4,001
合 計	9,575	4,380

契約負債は、当社が顧客に付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、ポイントの付与に伴い増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。当期に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは57千円です。

前受金は、商品の引き渡し前に顧客から受け取った前受金に関連するものであります。前受金は、入金に伴い増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。当期に認識した収益のうち期首現在の前受金残高に含まれていたものは4,657千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

契約負債は、ポイントが使用されるにつれて収益を認識することを見込んでおりますが、当社が付与したポイントは有効期限を定めていないため、特定の時期や期間に収益を認識すると見込むことができないことから、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

前受金は、当初に予想される契約期間が1年間を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	105円99銭
1株当たり当期純利益	1円30銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	3,512,450	流動負債	1,751,457
現金及び預金	451,398	支払手形	5,121
受取掛手金	58,007	買掛金	146,983
売掛金	673,016	短期借入金	849,624
商品及び製品	935,923	1年内償還予定の社債	54,000
仕掛品	378,243	1年内返済予定の長期借入金	581,553
材料及び貯蔵品	759,134	未払金	54,150
前払渡費	1,687	未払法人税等	41,492
前払金	26,825	未払法受りの金	9,505
預け付け金	6,403	前受りの金	4,001
未収還付法人税	142	その他負債	4,025
貸倒引当金	276,030		999
	△54,362	固定負債	1,502,667
固定資産	1,528,297	社長期借入金	41,000
有形固定資産	1,205,753	繰延税金負債	1,460,574
建物	800,626	繰延税金負債	93
構築物	12,603	繰延税金負債	1,000
機械及び装置	45,451	負債の合計	3,254,125
車両運搬具	625	【純資産の部】	
工具、器具及び備品	15,352	株主資本	1,788,818
土地	331,094	資本金	713,258
無形固定資産	163,425	資本剰余金	806,925
ソフトウェア	153,454	資本準備金	713,258
ソフトウェアの仮勘定	9,315	その他資本剰余金	93,666
投資その他の資産	159,119	利益剰余金	289,012
投資有価証券	534	その他利益剰余金	289,012
関係会社株	66,756	繰越利益剰余金	289,012
出資貸付金	6,520	自己株式	△20,378
長期生産債権	24,322	評価・換算差額等	204
長期前払費用	466	その他有価証券評価差額金	204
貸倒引当金	521	純資産合計	1,789,022
繰延税金負債	80,465	負債・純資産合計	5,043,147
繰延税金負債	△20,466		
繰上償還金	2,399		
繰上償還金	2,399		
資産合計	5,043,147		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2024年 8月 1 日 至2025年 7月31日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上				高		3,714,475
売 上			原	価		2,560,749
販 売 費		総	利	益		1,153,725
営 業 費	及	び	一 般 管 理	費		1,085,987
営 業 外 利 収 益				益		67,737
受 取 利 息					3,980	
受 取 配 当 金					20	
受 取 賃 貸 料					6,207	
補 助 金 収 入					2,866	
業 務 受 託 料					1,562	
作 業 費 不 動 産 売 却 益					2,476	
そ の 他 利 益					311	17,424
営 業 外 費 用						
支 払 利 息					37,495	
為 替 差 損					3,665	
貸 倒 引 当 金 繰 入					△2,369	
そ の 他 損 失					3,468	42,259
経 常 利 益						42,902
特 別 利 益						
固 定 資 産 売 却 益					790	
受 取 保 険 金					3,251	4,042
特 別 損 失						
盗 難 損 失					2,946	
固 定 資 産 除 却 損					3,465	6,411
税 引 前 当 期 純 利 益						40,533
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					3,267	
法 人 税 等 調 整 額					－	3,267
当 期 純 利 益						37,266

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2024年8月1日 至2025年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	712,158	712,158	93,666	805,825	257,698	257,698
当期変動額						
剰余金の配当					△5,952	△5,952
新株の発行	1,100	1,100		1,100		
当期純利益					37,266	37,266
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,100	1,100	－	1,100	31,314	31,314
当期末残高	713,258	713,258	93,666	806,925	289,012	289,012

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△20,378	1,755,304	152	152	1,755,457
当期変動額					
剰余金の配当		△5,952			△5,952
新株の発行		2,200			2,200
当期純利益		37,266			37,266
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			51	51	51
当期変動額合計	－	33,514	51	51	33,565
当期末残高	△20,378	1,788,818	204	204	1,789,022

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 貯蔵品

主として個別法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	10～20年
機械及び装置	2～10年

車両運搬具	2～3年
工具、器具及び備品	2～18年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の事業でありますジュエリー事業は、主に国内向けジュエリー・アクセサリ製品の製造販売、海外向けパーツの製造販売を行っております。国内販売に係る収益は、製品を引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。海外販売に係る収益は、インコタームズで定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、当社が付与したポイントのうち、顧客が使用していないポイントを履行義務が充足されていない収益として契約負債を計上し、顧客が使用した時点において履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等の金額を控除した金額で算出しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 会計方針の変更に関する事項

該当事項はありません。

Ⅱ 表示方法の変更に関する注記
該当事項はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,205,753千円
無形固定資産	163,425 //
投資その他の資産	726 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については管理会計上の区分を基準にグルーピングし、遊休資産及び処分予定資産等については個別資産ごとにグルーピングしております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、使用価値又は不動産鑑定士による鑑定評価額等を用いて見積った正味売却価額のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画においては、宝飾品市場の需要動向、既存市場の深耕や新規市場の開拓等について一定の仮定に基づき収益及び費用を予測しており、不確実性を伴っております。そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	935,923千円
仕掛品	378,243 //
原材料及び貯蔵品	759,134 //
合 計	<u>2,073,300千円</u>

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、宝石、貴金属及びこれらを使用したジュエリー・アクセサリー製品で構成されており、長期間保有することができますが、これらに対する収益性は、国内及び海外の個人消費動向や貴金属相場の変動など外部環境の影響を受けるため、一定の回転率を下回る棚卸資産については、収益性が低下している滞留在庫として、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

この評価にあたっては、保有する棚卸資産の品目が多岐にわたることから、複雑性を伴っております。また、滞留在庫と判断する回転率の仮定や、貴金属相場等に基づく処分見込価額の算定には、評価時点における国内及び海外の個人消費動向や貴金属相場に基づき見積っているため、不確実性を伴っております。そのため、実際の消費動向や貴金属相場が大きく乖離した場合には、翌事業年度の棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 繰延税金資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 93千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画においては、宝飾品市場の需要動向、既存市場の深耕や新規市場の開拓等について一定の仮定に基づき収益及び費用を予測しており、不

確実性を伴っております。そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の解消時期や課税所得が見積りと異なった場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ 追加情報

該当事項はありません。

Ⅴ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	831,216千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	812,753千円
土地	331,094 //
合 計	<u>1,143,847千円</u>
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	749,624千円
1年内返済予定の長期借入金	401,021 //
長期借入金	1,172,310 //
合 計	<u>2,322,956千円</u>
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	220,578千円
短期金銭債務	17,857 //
長期金銭債権	20,000 //

4. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	850,000 千円
借入実行残高	749,624 //
差引額	<u>100,375 千円</u>

5. 財務制限条項

該当事項はありません。

Ⅵ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 34,599千円

仕入高 1,034 //

その他の営業取引高 109,742 //

営業取引以外の取引による取引高 4,580 //

Ⅶ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	798,081	—	—	798,081

Ⅷ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	278,343千円
減損損失	93,179 //
棚卸評価損	44,860 //
その他	58,099 //
繰延税金資産小計	474,482千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△278,343千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△196,138 //
評価性引当額小計	△474,482千円
繰延税金資産合計	—千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△93千円
繰延税金負債合計	△93 //
繰延税金資産(負債)の純額	△93千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年8月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更して計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額は2千円増加し、その他有価証券評価差額金が2千円減少しております。

IX 関連当事者との取引に関する注記

取引の内容

子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	Crossfor H.K.Ltd.	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 当社製品の販売、仕入 先	売上債権の回収代行 (注) (1)	479,747	預け金	931
				資 金 の 貸 付 (注) (2)	—	流動資産 その他	164,463
				資 金 の 回 収	—		
子会社	株式会社D.Tech	(所有) 直接 100.0	当社販売業務受託先	資 金 の 貸 付 (注) (2)	—	流動資産 その他	15,000
						長期貸付金	20,000
子会社	Crossfor(Thailand) Co.,Ltd.	(所有) 直接 49.0	役員の兼任 当社製品の販売、顧客 サポート	売上債権の回収代行 (注) (1)	4,984	預け金	5,158
				資 金 の 貸 付 (注) (2)	19,994	流動資産 その他	20,550

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社製品の販売については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえで決定しております。なお、取引金額は、年間回収代行額を記載しており、為替変動による影響額は含んでおりません。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

X 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

XI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	104円95銭
1株当たり当期純利益	2円19銭

XII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

株式会社クロスフォー
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士 土 居 靖 明

公認会計士 澤 田 昌 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クロスフォーの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロスフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

株式会社クロスフォー
取締役会 御中

應和監査法人
東京都千代田区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 土 居 靖 明
指定社員
業務執行社員 公認会計士 澤 田 昌 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クロスフォーの2024年8月1日から2025年7月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月22日

株式会社クロスフォー 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 米 光 信 彦 ㊞

社 外 監 査 等 委 員 村 田 真 一 ㊞

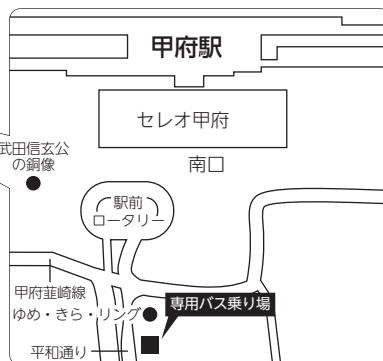
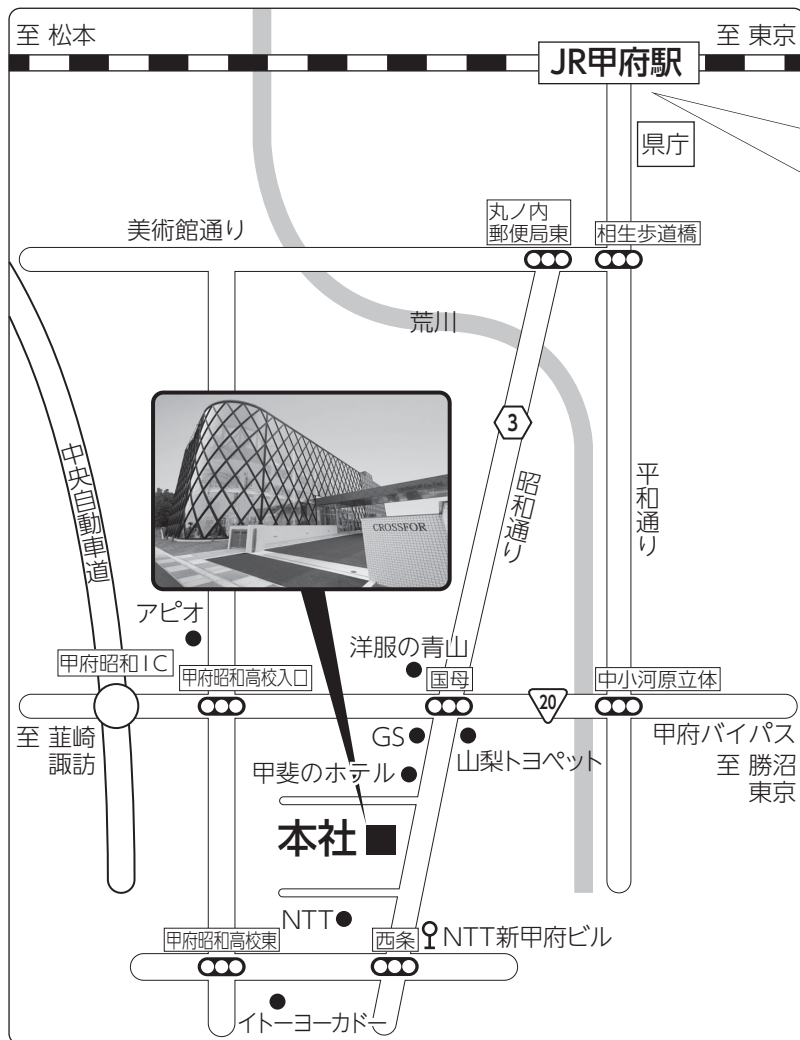
社 外 監 査 等 委 員 大 野 崇 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：山梨県甲府市国母七丁目11番4号 当社本社3階会議室

Tel. 055-232-9647



交通アクセスのご案内

JR中央本線・身延線 甲府駅南口より
12時50分に出発予定の専用バスを
用意しておりますので、ご利用くだ
さい。

※満席になり次第、出発いたします。